

平成 29 年 8 月から

月々の負担の上限額（高額介護サービス費の基準）が変わります。

対象となる方	平成 29 年 7 月までの負担上限額（月額）	平成 29 年 8 月からの負担上限額（月額）
現役並み所得者相当の 65 歳以上の方が <u>属する世帯の方</u>	44,400 円（世帯）	44,400 円（世帯）
世帯内のどなたかが市民税を課税されて いる方 （現役並み所得者相当の 65 歳以上の方が <u>属さない世帯</u> ）	37,200 円（世帯）	44,400 円（世帯・改正） ※同じ世帯の全ての 65 歳以上の方（介護サ ービスを利用しない者も含む）の利用者負担 割合が 1 割の世帯には年間上限額 446,400 円 を設定する 3 年間の時限措置あり。 判定基準日：翌年の 7 月 31 日（最終日）
世帯員全員が市民税非課税で、下記に該当 しない方	24,600 円（世帯）	24,600 円（世帯）
世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計 所得と公的年金収入の額合計が年間 80 万 円以下の方等	世帯：24,600 円 個人：15,000 円	世帯：24,600 円 個人：15,000 円
生活保護受給者の方等	15,000 円（個人）	15,000 円（個人）

(補足事項) 詳細についてお尋ねがある場合はご連絡をお願いします。(0978-27-8149)

- ・負担割合が1割となる方とは、**市民税非課税の方、64歳以下の方、生活保護受給者**のほかに下記の2割対象に**該当しない方**です。

2割負担の対象者は以下の1から4の全てに該当する方です。

1 65歳以上の方    2 市民税課税の方    3 ご本人の合計所得が160万円以上の方

4 同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得」が1人で280万円以上、  
2人以上の世帯で346万円以上の方

例えば単身世帯で年金収入（介護保険料等が天引きされる前の金額）が年間280万円未満の方は1割負担となります。65歳以上の方2人の世帯で1人が課税者で年間年金収入300万円、もう1人が40万円の場合は2人とも1割負担です。40万円が46万円であれば300万円受給されている方は2割負担です。

- ・現役並み所得者世帯とは下記に該当する世帯です。

同じ世帯に65歳以上で市民税の課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の年間の収入合計が520万円以上（単身なら383万円以上）

- ・高額介護サービス費の基準は8月1日から翌年の7月31日までが1サイクルです。（年度の考え方）